



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる40以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧ください。

Anti trust

ドイツ連邦カルテル庁、企業結合規制における問題解消措置に関する指針を公表

[German Federal Cartel Office \(Bundeskartellamt\) Publishes Merger Remedies Guidance](#)

ドイツ連邦カルテル庁 (Bundeskartellamt) は、企業結合規制における問題解消措置及びその実施の要件に関する指針 (以下、「本指針」) を公表しました。本指針には、企業が申し出た問題解消措置を評価する際に連邦カルテル庁が用いる基準、問題解消措置の申出及び実施の手続き、並びに問題解消措置の実施に重要な役割を果たすトラステイ (trustees) の任務が明記されています。

問題解消措置は構造的措置と行動的措置に分類され、企業結合の当事者側から申し出がなされることとなります。連邦カルテル庁は、競争法上の懸念を完全に解消するものでなければならないという観点から、とりわけ up-front buyer divestitures を用いた構造的措置 (企業結合の当事者が、競争当局が当該企業結合について承認するまでに、問題解消措置の対象となる事業に関して、適切な買手との間に法的拘束力ある売買契約を締結すること) が競争法上の懸念を解消する最適な措置であると考えています。さらに、連邦カルテル庁は、かかる法的拘束力ある売買契約を締結するだけでなく、当該企業結合のクロージングまでに、その売却対象となる事業の売買を完了することまで求めています。他方、行動的措置 (結合後に一定の行動を制限すること) は、連邦カルテル庁又は第三者が企業結合当事者の当該措置の状況を永続的に監視する必要がない場合に限り、是認し得るとしています。

企業結合の当事者は、連邦カルテル庁に協力する義務があり、当事者側から問題解消措置を申し出なければなりません。この申出は一般的に審査手続のどの段階においても可能です。しかしながら、ドイツにおける企業結合は、詳細審査 (Phase II) を経て初めて問題解消措置の実施を前提とし、承認を受けることができます。当事者からの問題解消措置の申出によって、Phase II の法定審査期間3ヶ月間は自動的に1ヶ月間延長されますが、当事者は審査期間の延長を合意することができます。何れの問題解消措置も、公表され、マーケットテストを受けることとなります。

本指針の公表により、ドイツにおいて企業結合に関与する企業は、企業結合による反競争的効果を解消し、企業結合のクリアランスを得るためには、自らが申し出る問題解消措置がどの要件を満たさなければならないかをより適切に評価することができるようになります。

Dis-putes

中華民国仲裁協会の新たな国際規則による潮流

[New International Rules of Chinese Arbitration Association Streamline Processes](#)

2017年7月1日、中華民国仲裁協会 (“CAA”) は、2017年中華民国国際仲裁規則 (“CAAI 規則”) を制定しました。CAAI 規則は、台湾以外の地域を仲裁地とする仲裁を対象とし、国際仲裁において台湾を仲裁地とした場合に生じていた手続的問題を解消する措置を導入するとともに、一般的な手続の合理化を図るものです。

特に注目されるのが、CAAI 規則におけるモデル仲裁条項において、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約を批准する香港 (台湾は未批准) を原則的な仲裁地としている点です。これにより、CAAI 規則の下で出された仲裁判断の執行可能性が高まります。さらに、香港と中華人民共和国との間の仲裁判断の執行に関する制度を背景に、CAAI 規則に基づく仲裁判断を中華人民共和国内で執行することも期待されます。その他 CAAI 規則は、複数契約にまたがる紛争の仲裁、仲裁手続の併合、仲裁手続期間の限定等の規定も設けており、国際仲裁における CAA の存在感を大きく高めるものとなっています。

Labor

ドイツの男女間の賃金格差に関する法律：使用者にとって何を意味するのか？

[Germany's Gender Pay Gap Law: What It Means for Employers](#)

男女間の賃金格差を禁ずる新しい法律が、2017年7月1日付けでドイツにおいて施行されました。この法律の下では、同一労働について男女間で賃金格差を設けることが禁止されています。また、労働者200人超の企業における労働者は、自身及び自身と同等の職位にある他の性の労働者 (そのような労働者が6人以上いる場合に限り) の賃金決定に関する基準及び手続について情報の開示を求めることができます。この情報開示請求は、労働者に対して、使用者の賃金モデルに関するアクセス権を付与するものといえ、いわゆるディスプレイカバリー制度のないドイツにおいては、実務に大きな影響を及ぼすことが予想されます。さらに、ドイツの商法に基づき財務諸表の提出義務を負う労働者500人超の企業は、男女間の平等を促進するための取組み、または、そのための特別の措置を取らない場合には、その理由に関して定期的に公表する義務を負います。

Life Science

欧州委員会、製薬業界における高価格設定行為を注視

[European Commission Sets its Sights on Allegedly Excessive Drug Prices](#)

欧州委員会は2017年5月15日、Aspen社の5つの抗がん剤に関する価格設定行為に対して正式な調査 (以下「本件調査」) を開始したと公表しました。2008年の製薬業界の調査以来、欧州委員会は製薬業界における競争法の執行を強化する取組みを継続してきましたが、それは pay-for-delay agreement (先発医薬品メーカーと後発医薬品メーカーとの間の特許紛争等において、後発医薬品メーカーが一定期間後発医薬品の上市を遅らせる見返りに、先発医薬品メーカーから金銭支払いを受ける旨の合意) に重点が置かれていました。競争法の執行をするにあたり、医薬品の開発には多額の費用



を要すること、不当に高価格であるかの判定が困難なこと、およびその適切な是正措置を決定することが困難なこと等の理由から、高価格設定行為を理由として同法を執行することはほとんどありませんでした。

他方で、近時、製薬業界における薬価つり上げ行為に関して、広くメディアの注目が集まり、数多くの管轄地域で政治的な関心を呼んでいます。イタリア競争当局及びイギリス競争当局は、2016年に後発医薬品の価格を釣り上げた Aspen 社および Flynn 社に対してそれぞれ制裁金を課しています。また、イギリス競争当局は、Actavis 社による薬価つり上げ行為に対して異議告知書 (statement of objections) を発出し、さらには、Concordia International 社による薬価つり上げ行為に対しても調査を開始しています。イタリア、イギリスに加え、スペイン競争当局も Aspen 社による抗がん剤の薬価つり上げ行為を調査していると公表しました。

このような中で、欧州委員会が Aspen 社の価格設定行為に対する本件調査を開始したことは、欧州委員会の製薬業界に対する競争法執行方針の転換を意味しているかもしれません。確かに、この新しい流れは、少量で販売される特許期限切れ医薬品の薬価つり上げ行為に限定されているかもしれませんが、医薬品の価格設定行為の合法性に関し予測不可能な影響があるかもしれません。

General 米国連邦議会における自動運転車両についての実用化の動き

[Congress Moving into the Driver's Seat for Autonomous Vehicles](#)

近年の自動運転技術の発達を受けて、2017年7月19日、この分野に関する初めての連邦レベルの規制法案が米国下院エネルギー・商事委員会 (U.S. House of Representatives Committee on Energy and Commerce) に提出されました。

同法案の内容は多岐に渡りますが、例えば、①連邦及び州レベルの規制範囲の明確化、②車両製造業者への安全評価書等の提出の義務付け、③車両製造業者へのサイバーセキュリティプラン作成の義務付け、④連邦車両安全基準の見直し及び更新といった内容が含まれます。

本規制法案の内容は、今後の委員会での審理手続き等における修正が十分予想されるものの、自動運転車両に関する連邦レベルでの規制の枠組みに関する初めての法案として、今後の動向も含め注目に値します。

その他、2017年7月は以下の最新情報を Alert/Commentary としてお伝えしています。

BR&R
欧州司法裁判所、包括的一括適用免除規則に基づく窮境企業への貸付資金の返済義務を制限する判断
[ECJ: Clarification on Withdrawing State Aid from Companies Deemed "Undertaking in Difficulty"](#)

BR&R
ベルギー、企業清算時の債権の優先弁済順位における新たなカテゴリーを創設

[A New Category of Debt Securities in Belgium: Senior Non-Preferred Notes](#)

Disputes
米国消費者金融保護局、金融機関等による仲裁条項の利用を通じたクラス・アクションの回避を禁止する規制を制定
[Controversial Rule by CFPB Limits Class Action Waivers in Arbitration Agreements](#)

Finance
英国金融行為規制機構の発行したアセットマネジメント市場に関するレポートにおける主な留意点
[Key Takeaways from the UK Financial Conduct Authority's Review into the Asset Management Market](#)

General
イタリアの公益団体に財務情報を除く一定の情報の開示を義務付ける新法が成立
[New Disclosure Requirements on Nonfinancial Information for Italian Public Interest Entities](#)

General
米国トランプ政権、対スーダン経済制裁の解除判断を先送り
[President Trump Delays Decision on Sudanese Sanctions for Three Months](#)

General
米国証券取引委員会の規制動向に関する2017年中間レポート
[SEC Enforcement in Financial Reporting and Disclosure—2017 Mid-Year Update](#)

General
米国食品医薬品局、臨床治験に関する電子データの取扱いに関する指針案を公表
[FDA Establishes Electronic Privacy, Security, and Reliability Criteria for Clinical Trial Records](#)

General
ギニア、対内投資促進のため官民パートナーシップに関する新法を制定
[Republic of Guinea Passes Public-Private Partnership Law to Lure Investors](#)

IP
欧州委員会、欧州特許庁の判断を踏襲し、生物学的プロセスにより製造された物の特許性を否定
[Clarifying or Conforming? The EPO Bows to the European Commission](#)

IP
フランス大審裁判所、特許取消訴訟の訴えの利益及び出訴期間について判示
[French Court Rules on Patent Revocation Interest to Sue, Statutes of Limitation](#)



Life Science

米国保健福祉省、メディケアにおける遠隔医療及び電子医療記録の取扱いの見直しを示唆

[Telehealth & EHR Meaningful Use Payments—Expect Greater Scrutiny in Upcoming Medicare Audits](#)

Privacy

フランス及び英国、インターネット上のテロ活動に対抗する具体的な方策の導入を宣言

[Online Terrorist Propaganda: France and UK Put Internet Giants in the Cross-Hairs](#)

Tax

ドイツ連邦憲法裁判所、欠損金切り捨て規定を違憲と判示

[German Constitutional Court Held Parts of Loss Forfeiture Rules are Unconstitutional](#)

Tax

ドイツ連邦憲法裁判所、統一関税法を合憲と判示

[Majority Rules: German Constitutional Court Confirms Constitutionality of Tariff Unity Act](#)